

おかだ耕一

後援会会報
通巻 No.31
2006.7.15

http://www.ko1.org/ E-mail:okada@ko1.org

発行/おかだ耕一後援会事務局 〒471-0809 豊田市宝来町4-758-141 TEL/090-1752-7529 (番号通知のみ受信)



シンドラ社製のエレベーターが建設中の市総合体育館に

本格的な暑さを迎える季節となりました。日ごろは議員活動、後援会活動に対し、格別なるご理解、ご支援を賜りありがとうございます。

豊田市議会6月定例会は、6月9日から23日までの会期で、市税条例の改正や容器包装プラスチックごみ圧縮梱包施設整備工事、総合体育館周辺整備工事など重要な議案が審議され、その全てが可決されました。また、現在建設中の市総合体育館に世間を騒がせているシンドラ社製のエレベーターを設置する工事が進んでいることが判明いたしました。私は教育次世代委員会でこの問題を取り上げ、事故が多いことを理由に契約解除できないか質問しました。そして、市は6月26日、シンドラ社に対して7月末日までの工事一時中止を申し入れ、6月30日、シンドラ社から承諾する旨の回答がありました。

この件に限らず、本市では、多くの問題を抱えており、今後も議員の本分である市政のチェックをしっかりと行ってまいります。改選まで残り1年をきりましたが、今後とも変わらぬ指導、ご鞭撻、よろしくお願い申し上げます。

豊田市議会議員 岡田耕一

おかだ耕一 平成18年度議会役職

- ・教育次世代委員会 委員
- ・水と緑のまちづくり特別委員会 副委員長
- ・議会権能向上特別委員会 委員
- ・市議会図書等活用委員会 委員

5月臨時会、6月定例会におきましてこれらに選任されました。今年1年頑張っております。

会報配布ボランティアの募集

おかだ耕一後援会では「おかだ耕一後援会会報&議会報告」を年4回発行しています。現在、55名～65名の方々のご協力で約2万部を配布していただいております。多くの皆さんに会報を読んでいただくため、年4回、おかだ耕一議員と一緒に美里、高橋、益富周辺で配布していただくか、ご自宅の周りの50～500戸ぐらいの郵便受けに配布いただけませんか。50枚～200枚ほどで30分～2時間程度です。配布する地域はご相談して決めさせていただきます。ぜひ、ご協力をお願いいたします。ご連絡お待ちしております。

とよた市民の会 無料法律相談のご案内 ※8月はお休みです

開催日/9月9日(土)・10月14日(土)・11月11日(土)

時間/いずれも午後1時30分～3時

場所/豊田産業文化センター4階

お問合せ 豊田市議会議員 おかだ耕一
090-1752-7529

弁護士に無料で相談できます。予約制ではありませんので、しばらくお待ちいただくことがあります。ご了承下さい。あわせて、行政相談も実施しておりますのでお気軽にお越し下さい。

とよた市民の会 市民講座のお知らせ 「防災問題を考える」シンポジウム

市政改革とよた市民の会(代表:おかだ耕一議員)は第3期市民講座「防災問題を考える」の2回目としてシンポジウム「阪神淡路大震災から学ぶ～市民ができる防災対策」を開催いたします。

講師の北尾進氏は、震災時自ら被災されたが市職員として震災後、市の災害対策本部で市民対応を担当。避難所等における仮設トイレ整備や被災地におけるトイレ事情の改善に奔走された経験などのお話をさせていただきます。

滝川裕康氏は、市民ボランティアとして被災地に入り、その後の愛知県でのボランティア育成事業に参画されています。

さらには豊田市の現状を踏まえて、市防災防犯課長にも出席をお願いしています。有意義なシンポジウムにしたいと思います。多くの皆様のご来場をお待ちしております。

と き: 8月5日(土) 13時45分より15時30分頃まで(受付13時15分～)

と ころ: とよた市民活動センター研修室(松坂屋 9F)

講 師: 北尾 進氏(元神戸市職員)

滝川 裕康氏(市民ボランティア)

川澄 健一氏(市防災防犯課長)

資料代:300円

小林おさむの ちよっと一言



「緑の党」の可能性

前回の参院選で、「木枯らし紋次郎」の中村敦夫さんが、「みどりの会議」という選挙確認団体を主宰して戦い、一敗地にまみれたが、その後を引き継いで活動している「みどりのテーブル」というグループがある。その年次総会が、5月20日東京であり、畑山敏夫さん(佐賀大学教員)の基調講演を聴き、6月22日には、そのグループの共同代表である小林一朗さん(36歳)を名古屋に招いて、「緑」の政治に賭ける思いを聞いた。

両者ともに、「緑」と他の既成政党との根本的な違いは、脱(経済)成長を基調とする政策を掲げることができるか否かにあると、熱っぽく語った。

大量生産・大量消費・大量廃棄による地球=人類の破滅が、

想像できないほど将来の話ではなくなっている今日、私も彼らの仲間でありたいと思う。

しかし、資本主義は「欲望の体制」と言われるように、誰もが自分の欲望にしたがって金儲けができることで成り立っている。そして、この人間の欲望こそが、生産の拡大と経済成長の源泉である。とすれば、脱成長を基調にするには、少なくとも人間の物質的欲望を何らかコントロールすることが求められる。

かつて人類が、資本主義を克服するものとして対置した社会主義は、「指導者は人民のために奉仕するものだ」という性善説で成り立っていたが、それがひどい虚構であったことは、歴史が示したとおりである。

「緑」の政治がめざす着地点はよく理解できるが、「欲望の体制」からそこへ到達する道筋は、私には、まだ暗中模索のままである。でも、私は、執拗に「そこ」をめざしたい。

(元愛知県議会議員 小林おさむ)

1、民間が市の施設を運営～指定管理者制度の課題は?! (答弁は鈴木総務部長、一部中村助役)

地方自治法の一部改正による「指定管理者制度」は、民間活用により経費縮減や市民サービス向上を目指すものである。従来「管理委託」制度で管理してきた施設を18年9月までに指定管理者制度にするか、または直営にするか決定する必要がある。豊田市では17年末までに指定し、ひと段落したが、多くの自治体ではさまざまな課題に直面している。

各地で指定管理者に関する問題が続出

佐賀県玄海町の健康福祉施設「玄海海上温泉パレア」では、16年4月のオープンから2年連続赤字となり、指定管理者が、17年度いっぱいまで撤退した。



写真提供：(新指定管理者)西洋フードシステム九州様

福島県三島町の文化施設「交流センター山びこ」は指定管理者として県内のビル管理会社を選定したものの、わずか3ヵ月で撤退し、町直営に戻った。こうした事例が次々と報告されている。本市では、3年後の本格的な公募導入後や新規施設への指定をにらみ、さまざまなケースも想定し、備える必要もある。

質問 基本協定書では、損害賠償として「指定管理者の責に帰すべき事由により、本市に損害を与えた場合に損害賠償しなければならない」旨が明記されている。契約途中で指定管理者が撤退した場合に、この条文で損害賠償請求することは可能か。

答弁 指定管理者と締結した基本協定書のなかで、規定しており、指定期間中の撤退などの行為に対して損害賠償請求をすることが可能である。

質問 基本協定書には、損害賠償の項目があるがあいまいだし、指定手続等に関する条例、第9条には「施設の破損等に関する損害賠償」しか明記されていない。指定期間未満で撤退した場合の損害賠償請求を明確にするため、条例に明記すべきだ。その考えはないか。

答弁 基本協定書により不測の事態が発生した場合の市の求償権は確保され、実質的にその目標は達成できると考える。現時点では条例改正する意向はない。

条例で指定管理者の指定手続を明確にすべきだ

現在、議員や首長が代表を務める団体が指定管理者になるケースがある。一宮市では2人の市議が代表を務める3団体が指定管理者となり、大きな問題となっている。ただ、地方自治法の兼業の禁止には当たらないため、非常に判断が難しいが、市民から疑念や誤解を招く可能性もある。幸い本市では、こうした可能性を排除するため、公募の際、応募資格として以下の団体なども除いている。

- ・ 議員や市長が取締役等である団体
- ・ 応募提出時に市から指名停止を受けている団体
- ・ 市税、法人税、消費税を滞納している団体
- ・ 暴力団およびその利益活動を行う団体

募集要項では、施設ごとに変えることも、我々議員が知らないうちに変更することも可能。また、公募ではなく、直接単独指名する場合、その制限は担保されない。そこで、よ

り透明性を高めるため、これらを条例化すべきだ。

質問 指定管理者の指定手続等に関する条例に議員・首長等やその親族が実質的に経営に関わる団体が指定されることを禁止するよう、また、募集要項で応募資格のない団体を明記するよう、条例改正すべきと思うが、その考えはないか。

答弁 首長等が経営に関わる団体の指定は、募集要項の応募資格に失格規定を設けており、目的は達成できると考える。また、首長等の親族が経営に関わっている団体の指定を禁止することは、「民間企業の自由で公正な活動の確保」という点から、制限するのは問題があると思う。その他の失格規定も募集要項の応募資格に明記し、適正に対応しているので現時点ではどちらも条例改正の考えはない。

再質問 私も親族の経営する団体まで禁止することは難しく思うが、議員・首長等が経営に携わっている団体の指定禁止は明確に条例化すべきと思う。たとえば、「千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」では、第6条(欠格事由)に、区議会議員、区長、助役、教育委員会委員が、代表者その他の役員である団体は、指定管理者たることができない、と明記している。埼玉県和光市でも、同様の条例化がされている。なぜ本市では、条例に明記するのがいやなのか。直接単独指名の場合、その制限をどう担保するのか。

再答弁 いやというわけではないが、募集要項でしっかり明記していきたいのでよろしく願います。

指定管理者の選定は談合の臭いがする

質問 選定委員会は中村助役以下11名の幹部職員で構成されているが、公募団体の選定はそれぞれの選定基準項目に対して委員全員の協議によって評点している。なぜ、協議によって評点しているのか。

答弁 選定委員会の総意として十分協議を行ったうえで、ひとつの評定結果を出すことが適当と考え、委員全員の協議による評定方式とした。

質問 私は、評点方法は委員が個々に評点し、その平均値を評価点とすべきと考える。その考えはないか。

答弁 そうした方法も考えられるが、特別高い、または、低い評点の影響力が大きくなる。また、評点が著しく分かれた場合に、



民間企業が指定管理者となった高岡公園体育館

その比較が妥当かという懸念もある。こうした点を回避するため、協議方式が妥当と考えた。

再質問 特別高い、または、低い評点の影響力が大きくなるというのであれば、オリンピックの採点のように一番上と下を除いて評価する方法もある。いろいろ考えていただきたい。今回、「高岡公園体育館および高岡公園」では8項目について応募した2団体を採点し、合計点が同点であるので新規事業者である民間企業を指定した。



質問するおかだ議員

このパネルは選定評価表を拡大したもののだが、これを見ると合計点だけではなく、細かな項目も含め、まったく同じ点数であることが分かる。「棒の手ふれあい広場」でも応募した2団体を9項目について採点し、まったく細目まで同じ点数だ。何らかの配慮が働いた、とも思える採点だ。うがった見方をすれば、同じ点数をつけること、同点だから新規事業者の民間企業を指定する、というシナリオが最初から、あったとも思える。「平戸橋いこいの広場・平戸橋公園」も応募した2団体を9項目について採点し、1項目のみ点数に違いがあり、あとの8項目はまったく同じ点数。小数点以下まで一緒である。今後もこうした談合のような選考委員会を続けるのか。こうした疑念をもたれないためにも選定方法を変更すべきと考える。選定委員長である中村助役、考えがあれば答弁を。

再答弁 委員長としてお答えします。表を見ればそう思えるが、それぞれ評価した結果がそうなったのであって、どちらも同じレベルであったということ。他市での事例も参考に疑義があっただけでないと検討した結果がこうであった。

質問 現在、選定結果は合計点数と選定理由のみ公表されている。私は細目の採点も含め、もっと詳細に公表すべきと思う。詳細な公表を前提にすれば、先ほど申し上げたような、疑わしい採点はできない。詳細に公表する考えはないか。

評価内容	A(株)	(財)B
利用促進、サービス向上	11.3	11.3
施設管理	7.5	7.5
収支計画	7.5	7.5
情報管理、危機管理対策	7.5	7.5
経営基盤	7.5	7.5
実態体制	11.3	11.3
業務実績	3.8	3.8
文化・スポーツ	11.3	11.3
自主事業	7.5	7.5
合計得点	75.2	75.2

答弁 公募案件の選定結果は市のホームページ等で合計評点及び選定理由を公表している。公募団体には明細も含めた通知書を送付し、適切な情報開示をしている。仮に評点の明細を一般に公開した場合、指定団体の強み、弱みが一般市民に対して明らかになり、事業者の活動全体にマイナスの影響を及ぼす可能性があり、公開は現状が適当と考える。

指定管理者の情報開示はもっとクリアに

市情報公開条例、第23条は「指定管理者は、公の施設の管理に関する業務に係る情報の公開に努めるものとする」、「実施機関は、指定管理者の情報の公開を推進するため、指定管理者に対し、必要な措置を講ずるよう指導に努める」とあるが、これは努力規定で、義務ではない。

質問 市民が指定管理者に対し、当該施設の情報開示請求をする場合、どのような手続きをすればいいのか。

答弁 市と指定管理者は基本協定書を結び、そのなかで指定管理者に対して情報公開規定の整備を義務付けている。市民は指定管理者が定める規定に基づき、情報開示請求を行うことになる。

質問 指定管理者はどのように対応されるか。

答弁 指定管理者は自ら定めた情報公開規定に基づいて、請求のあった情報を開示するかどうか決定する。

質問 これに対して、市はどのように対応されるか。

答弁 もし、公の施設に関する部分に情報公開制度が適切に行われていない場合に、市は指定管理者に対して必要な指導を行う。

質問 指定管理者の開示に対して不服の場合、不服申立てすることは可能か。

答弁 指定管理者の行う開示・不開示の決定は、行政処分には当たらないので、行政不服審査法による不服申立てはできない。指定管理者の情報公開制度の運用が不適切であれば市が指導する。

2. とよた市民野外劇の成功を期待したいが…

(答弁は鈴木総務部長、笠井教育次長)

第2回 とよた市民野外劇 収入概要

項目	収入
市助成金	6,000万円
チケット販売	1,500万円
協賛金	500万円

平成15年8月に開催された第1回、とよた市民野外劇に引き続き、第2回目が、本年8月に開催予定である。私は、市民が、主体・主役となって開催される、この市民野外劇を費用対効果だけで論ずるつもりはないが、公費が入っている以上、最低限のチェックはしなければならないと思っている。

計画に無理はないか

質問 入場者数は前は2日間開催で1万人。今回は1日で15,000人を目標に、チケット収入1,500万円、協賛金500万円を見込む。相当強気の計画だが、無理はないか。

答弁 前回と設定条件が違い、不確定要素もあるが、準備段階から前回の実績や反省を踏まえ、実行委員会で十分協議を重ねた内容であり、計画に無理はない。

質問 主催者は実行委員会、教育委員会、文化振興財団、豊田市となっているが、実行委員会の構成は。

答弁 区長会、商工会議所、農協、老人クラブ連合会、PTA連絡協議会、子ども会育成連絡協議会などの団体とトヨタ自動車(株)、市商店街連盟、マスコミ関係者、合併町村の文化協会代表者など27団体で構成。

質問 実行委員会および他の主催者の役割分担、責任

の所在は明確になっているか。

答弁 役割分担はできており、主催者四者で、責任を持って事業を推進している。

質問 現状のチケット販売状況は。

答弁 現在、約2,700枚が販売確定。



市民野外劇ポスター

またも不明確な費用負担

質問 総事業費に対して収入が多かった場合にどこに繰り入れ、少なかった場合はどこが負担するのか。

答弁 余剰金が生じた場合は、市に返還いただく。収入が少なかった場合の負担は、特に取り決めていないが、主催者四者で協議し、対応することになる。しかし、支出超過にならないように目標達成に向け、全力で努力し、収支のバランス確保のため、チェックも厳格にする。

3、豊田市の情報公開制度は不十分だ

(答弁は鈴木総務部長、笠井教育次長)

昨年、市が9,000万円負担し開催した「祭座・ニッポン」には、(株)豊田スタジアムも当初予算4,000万円に加え、さらに2億円以上を負担した。この事業は実行委員会方式での開催だったが、責任の所在や負担方法に大きな課題を残した。

質問 私が、「祭座・ニッポン」に関する情報開示請求を行った際、所管課である文化振興課に関係書類が管理されておらず、非開示となった。実行委員会の役員には市長、教育委員会の専門監が就任、更には、事務局次長は文化振興課長だったが、なぜ、所管課で書類等の管理がされないのか。

答弁 「祭座・ニッポン」実行委員会事務局が(株)豊田スタジアムにあったため、全文書を実行委員会事務局が管理していた。所管課は、負担金を支出しているため実績報告書のみを受け取り、この文書を保管している。

実行委員会に対する情報公開請求制度を

質問 今年も市民野外劇が実行委員会方式で開催される。今後もこうした方式のイベント開催が多くなると思う。そ

こで市が多額の事業費を負担する実行委員会方式のイベントに関する情報開示の考え方を質問する。実行委員会で作成・管理される書類等に対して情報開示請求できる制度は本市に現在あるか。

答弁 制度は本市にはない。実行委員会は市とは独立した団体であり、開示請求は実行委員会で定めるべきものである。実行委員会に関する文書のうち、市職員が委員として参画し、取得したものは市に対して開示請求できる。

質問 総事業費の75%を市が負担する今回の市民野外劇の場合、情報開示請求はできるのか。

答弁 実行委員会に対して情報公開請求できる。



ここが聞きたい！ 議員？ 豊田市政？

市民の疑問におかだ議員がお答えします

大赤字の祭座ニッポンはその後どうなったの？

コメント 情報開示請求して、資料が開示されましたのでご報告します。「祭座・ニッポン」には、(株)豊田スタジアムが当初予算4,000万円に加え、赤字補てんとして更に2億円を超える負担をしました。(株)ミナアバは、日本舞踊岩井流家元で、歌舞伎俳優・十代目岩井半四郎の長女である女優・岩井友見さんが社長を務める企画会社で、祭座ニッポン実行委員会と16年8月30日に3億9,856万3,500円で委託契約を結んでいます。

この契約でのミナアバの業務は(1)出演者、関係者の調整、公演の企画(2)全国祭団体の調整、公演の企画(3)全体演出、効果に関する企画(4)舞台設営に関する企画、運営等です。

開示資料である支出報告書の金額内訳は、ほとんど黒塗りですが、概要は別表の通りです。

私見を申し上げます、契約に『興行で大幅な欠損が出た場合

には、企画会社の責任を問える条項』を付けるべきだったと思います。公演は3日間もあったのだから、初日に素晴らしい公演だったという評判が立てば、2日目、3日目は当日券が完売になった可能性もあります。そうならなかったのは、企画会社のイベント開催能力に問題があったと思わざるを得ません。また、そうした企画会社を選定した人物?の責任も問う必要があると考えます。

私は市当局ならびに(株)豊田スタジアムに対して、今後、こうしたイベントを開催する場合、公費負担のあり方を十分検討し、企画会社の選定も慎重に行うよう苦言を呈しました。

項目	金額
舞台設営費	9,000万円余
全国祭団体出演経費	5,000万円余
北島音楽事務所と岩井一門等	1億数千円
打合せ会議・出演交渉旅費等	2,000万円余
経費(詳細は記載されず)	2,000万円余
合計	3億9,800万円余

第2藤岡中学校用地の裁判結果はどうなったの？

コメント 我々は、旧藤岡町が中学校建設用地として不適切な土地を精査せずに購入したのは違法として、土地購入代金約4億円を前藤岡町長が市に返還するよう求める住民訴訟を名古屋地裁に起こしました。結論から先に申し上げますと18年5月31日に判決があり、敗訴いたしました。

裁判は、12月15日に提訴、第1回が2月2日に開かれ、その後、何度かの準備書面も作成し提出、3月27日、4月26日に開廷。そして、5月31日に判決。

3月24日には、市環境部、教育委員会立会いのもと、我々が依頼した調査会社と旧建設予定地の調整池での水質調査を実施しましたが、調査したすべての項目が環境基準値以内となり、裁判の有効な資料にもなりません。

我々は「町議会で議決されたことから、違法とは言えないまでも、住民への周知・理解活動や議会審議の不足、新市建設計画から除外された多目的広場用地の取得、また、合併が迫っているにもかかわらず新市になる直前の駆け込み的な用地取得に対しては不当である」と主張しました。今の住民訴訟の現実から、必ず勝てるとは思っていませんでしたが、判決文のなかでも、まったく我々の主張が理解されず、無念の一言です。控訴も検討しましたが、新たな証拠があるわけでもなく、他の行政課題も山積するなか、これ以上の対応は難しいと判断し、控訴を断念しました。

今後は、旧建設予定地の取り扱いを注視し、土壌が汚染されていた事実には間違いありませんので、売主である飯野施業森林組合に対して損害賠償請求するよう、市当局に求めていきます。

おかだ耕一を支えるカンパは下記へお願いいたします

三菱東京UFJ銀行 豊田支店(普通) 1113815 おかだ耕一後援会
郵便振替 口座番号 00820-9-205061 おかだ耕一後援会

カンパいただいた方は通帳にはお名前しか表示されません。お礼を申しあげたいため、ご一報下さるようお願い致します。※政治資金規正法により、おかだ耕一後援会は、企業・労働組合等の団体からの寄付は受けられません。

TEL/090-1752-7529
(番号通知のみ受信)
FAX/88-9194
(こーいち)
<http://www.ko1.org/>
E-mail:okada@ko1.org

100%古紙再生紙を使用しています。R100

市政に関する様々な疑問、質問、要望、情報等お気軽にお尋ねください。